

○武豊町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町が設置し、又は管理する防犯カメラによる犯罪防止への有効性と通行者等の容貌や行動をみだりに撮影されないなど、プライバシーの保護との調和を旨に町内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び運用するにあたり留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として町が特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。
- (2) 公共空間 道路、公園及び広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 記録媒体 防犯カメラにより撮影された画像を記録するもので、DVD、ハードディスク、SDカード等をいう。

（管理責任者及び取扱者の指定）

第3条 防犯カメラを設置及び利用しようとする町の施設等には、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこととし、当該施設等を所管する課等の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、取扱者を指定し、その指定を受けたものだけに機器の操作等の業務を行わせるものとする。

（管理責任者等の秘密保持義務）

第4条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラにより撮影した画像等（以下「画像等」という。）から知り得た通行者等の情報をみだりに他に漏らし、又は当該の目的を逸脱して使用してはならない。なお、管理責任者等でなくなった以降においても同様とする。

（防犯カメラの設置及び運用）

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置者等は、防犯カメラの設置及び運用にあたり、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影して

はならない。

- (2) 設置者等は、防犯カメラの設置及び利用にあたり、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを掲示しなければならない。
- (3) 設置にあたっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得なければならない。防犯カメラの移設についても同様とする。

(画像の管理)

- 第6条 防犯カメラにはモニターを設けないものとし、管理責任者等は防犯カメラにより撮影された画像及び記録媒体の流出、漏えい、盗難、紛失、滅失、毀損、改ざん、その他の事故の防止並びに画像及び記録媒体を適正に管理するものとする。
- 2 管理責任者等以外の者は、画像等を取り扱うことはできないものとする。
 - 3 録画装置、記録媒体がある場所は、施錠設備を施すなど、情報漏えい防止措置を講じるものとする。
 - 4 画像等は、撮影時の原状のまま保管するものとし、編集又は加工をしてはならないものとする。
 - 5 記録媒体は、管理責任者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に保管し、第7条第1項に定める場合を除き、外部への持ち出し又は転送をしてはならないものとする。
 - 6 画像等の保管期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度である7日以上(30日以内)保管するものとする。
 - 7 管理責任者等は、保存期間が終了した画像等は、直ちに消去するか、上書きにより消去するものとする。
 - 8 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう粉碎、切断、溶解等の処理をし、又は記録媒体からの画像の再生ができない状態にするものとする。

(画像情報の目的外利用及び外部提供の制限)

- 第7条 管理責任者等は、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用してはならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、他の目的での利用や管理責任者等以外への閲覧・提供ができるものとする。
- (1) 裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士からの照会(弁護士法第23条第2項)等、法令等に基づく場合
 - (2) 事件発生直後における緊急の犯罪捜査や行方不明者の安否確認、災害発生時に被害情報を提供する場合等、町民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
 - (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合
- 2 画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求める等、身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的、理由、画像の内容等を記録するものとする。

（個人情報保護条例の順守）

第8条 管理者等場合は、この要綱に定めるもののほか、武豊町個人情報保護条例（平成19年武豊町条例第3号）に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

（苦情及び問い合わせへの対応）

第9条 設置者等は、防犯カメラの設置・管理及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

（保守点検）

第10条 設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう定期的に保守点検を行う。
また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策に十分な配慮をすることとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 武豊町自転車等駐車場における防犯カメラの運用に関する要綱は（平成24年7月1日施行）、この要綱の施行の日に、その効力を失う。